

山梨県公報

第千八百九十五号

平成二十年

十月二十日

月 曜 日

目次

保安林の指定の予定	五八五
土地収用事業の認定	五八五
道路の区域変更	五八七
一定の団の土地の区域内に存することとなる各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことの認定	五八七
建築基準法に基づく道路位置指定	五八七
公 告	
大規模小売店舗の新設に関する届出(二件)	五八七
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出	五八九
教育委員会	
口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示	五八九

告 示

山梨県告示第四百四十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十年十月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 保安林の所在場所
甲府市古閑町字入野二〇八一、二〇八三、二〇九七、二二〇九、二二一〇、二二一一
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字入野二〇八一・二〇八三・二二〇九(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百四十八号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)以下「法」という。(第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成二十年十月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 起業者の名称
社会福祉法人さくら会
- 二 事業の種類
地域密着型サービス施設整備事業
- 三 起業地
- 1 収用の部分 甲府市宮原町字堰添地内
- 2 使用の部分 甲府市宮原町字堰添地内
- 四 事業を認定した理由
- 1 法第二十条第一号要件
地域密着型サービス施設整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第三条第二十三号に掲げる「社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)による社会福祉事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。
したがって、本件事業は法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。
- 2 法第二十条第二号要件
社会福祉法人さくら会(以下「起業者」という。)は、平成十六年二月に認可され、平成十七年四月から甲府市宮原町地内において特別養護老人ホーム(第一種社

会福祉事業）及び短期入所生活介護事業（第二種社会福祉事業）を開設し事業を行って来た実績がある。

また、起業者は、平成二十年度甲府市介護保険地域密着型サービス事業候補者の選定を受けるとともに、本件事業は甲府市から「平成二十年度地域密着型サービス拠点施設等整備事業補助金」の交付を受けて実施するものであり、起業者は当該事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号要件

(一) 申請事業の施行により得られる公共の利益

厚生労働省は、平成十八年度に介護保険制度を改正し、住み慣れた地域で、地域の特性に応じた多様なサービス提供が可能となるような新たなサービス体系として「地域密着型サービス」を創設し、その指定を行う権限を市町村長とした。

また、甲府市は「地域密着型サービスの整備に関する基本方針及び整備計画」において、日常生活圏域ごとに、地域密着型サービスの目標値等を定め、要介護者が住み慣れた地域での生活継続が可能となるよう必要な基盤整備を行うこととしており、地域密着型サービス拠点を整備する事業者に対して補助金を交付し、地域密着型サービス事業を推進している。

こうした中、起業者は地域密着型サービスを提供できる施設として、認知症対応型通所介護施設及び認知症対応型共同生活介護施設を整備することとしたものである。

本件事業が完成すると利用者が住み慣れた環境で暮らすことができるようになり、甲府市の認知症高齢者の福祉に寄与するとともに、地域の福祉を推進する中核的な役割の要請に応えることができる等、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存するものと認められる。

(二) 申請事業の施行により失われる利益

本件起業地は、埋蔵文化財包蔵地には該当していない。

また、本件事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事期間中の騒音、振動等が考えられるが、起業者は、騒音、振動等の発生をできるだけ抑えるため、低騒音重機を使用する等、対策を講ずることとしていることから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

本件事業の施行位置については、既存の介護老人福祉施設との連携、利用者の安全性、造成工事等の経済性を考慮し選定された三案について比較検討した結果、

本件事業の起業地が、これらの要件を満たす最も合理的なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本件事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

甲府市が策定した甲府市高齢者支援計画によると、起業者が開設を予定している地域密着型サービス（認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護）の利用見込量は、年々増加している。

また、甲府市は地域密着型サービスを推進するため、「地域密着型サービスの整備に関する基本方針及び整備計画」において、日常生活圏域ごとに基盤整備計画を定め、地域密着型サービス事業者の募集を行った。審査の結果、起業者が候補者として選定されたものである。

これらの状況から、早期に本件事業を施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、既存施設等の立地条件、計画施設の利用用途、職員の増員計画等に基づき決定されたものであり、適正であると認められる。

また、起業地の範囲は、進入路の一部は使用であるが、建物建設地等については使用にはなじまないため、収用することは、合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本件事業は、土地を使用、収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までで述べたとおり、本件事業は法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断することができる。

よって、法第二十条の規定により、事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

甲府市役所福祉部高齢者支援室介護保険課

山梨県告示第四百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十年十一月十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年十月二十日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 国道
- 二 路線名 一四〇号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
山梨市牧丘町隼字坂ノ上二三九八番の一地		二〇・一	二七・五	二二・九
先から 山梨市牧丘町隼字坂ノ上二三九八番の一地	二〇・一		二七・五	二二・九

山梨県告示第四百五十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第二項の規定により一定の一団の土地の区域内に存することとなる各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定したので、同条第八項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年十月二十日

山梨県知事 横内正明

- 一 認定番号
山梨県指令建指第二一〇〇号
- 二 認定対象区域
甲斐市名取字中河原三五九番一
- 三 認定対象区域等を表示した図書の縦覧場所
山梨県土木整備部建築指導課

山梨県告示第四百五十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路

の位置を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年十月二十日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の位置
南アルプス市藤田字白土井二二八七番四
- 二 道路の幅員
六・〇メートル
- 三 道路の延長
三五・九八メートル

公 告

● 大規模小売店舗の新設に関する届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十一年二月二十日まで縦覧に供する。

平成二十年十月二十日

山梨県知事 横内正明

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
1 氏名又は名称 株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内伸二
2 住所 栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地
- 二 届出の概要
1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 カワチ薬品甲府中央店
所在地 甲府市飯田一丁目二千二百八十八番地外
2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内伸二
住所 栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地
3 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十一年五月二十七日
4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千六十七平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 九十台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 三十台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 面積 百三十平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 容量 二十立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(1) 開店時刻 午前九時

(2) 閉店時刻 午後九時四十五分

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(1) 午前八時三十分から午後十時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(1) 数 二カ所

(四) 位置 届出の図面のとおり

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(1) 午前七時から午後九時まで

三 届出年月日
平成二十年九月二十六日

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十一年二月二十日まで縦覧に供する。

平成二十年十月二十日

山梨県知事 横内正明

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 有限会社コウエン 代表取締役 小宮広督

2 住所 大月市大月町大月八百八十九番地

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 田野倉ショッピングセンター

(二) 所在地 都留市田野倉字長塚百六十四番一

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
ウエルシア関東株式会社 代表取締役 鈴木孝之	埼玉県さいたま市見沼区東大宮四丁目四十七番七号
株式会社チヨ夕 代表取締役 舟橋政男	東京都杉並区成田東四丁目三十九番八号

3 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十一年五月二十五日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千二百六十九平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 六十三台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 三十台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 面積 八十一平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 容量 十三立方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 (-) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
ウエルシア関東株式会社	午前九時	午後九時四十五分
株式会社チヨダ	午前九時	午後九時四十五分

- (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前八時三十分から午後十時まで
- (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- (1) 数 二カ所
- (2) 位置 届出の図面のとおり
- (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前六時から午後十時まで
- 三 届出年月日
 平成二十年九月二十四日

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十一年二月二十日まで縦覧に供する。
 平成二十年十月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
- 1 氏名又は名称 有限会社八光企業管理センター 代表取締役 渡邊恭久
- 2 住所 笛吹市石和町四日市場千七百四十五番地
- 二 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (-) 名称 パウいさわ店
- (二) 所在地 笛吹市石和町四日市場字大口町千七百四十五番外

- 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	四カ所 届出の図面のとおり	六カ所 届出の図面のとおり

- 3 変更する年月日
 平成二十年十月十七日
- 三 届出年月日
 平成二十年十月三日

教育委員会

山梨県教育委員会告示第四号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称の一部を改正する告示を次のように定める。
 平成二十年十月二十日

山梨県教育委員会

委員長 金 丸 康 信

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等（平成十七年山梨県教育委員会告示第三号）の一部を次のように改正する。

本則の表公立学校教員選考検査の項及び県立学校実習助手・寮母選考検査の項を次のように改める。

公立学校教員選考検査	第一次検査の検査種別得点、合計得点及び順位（不通過者に限る。）並びに第二次検査の検査種別得点、合計得点及び順位	検査通過者発表の日から一月間	義務教育課
県立学校実習助手・寄宿舎指導員選考検査及び県立盲	検査種別得点、合計得点及び順位	同右	同右

学校理療科教員選考検査

附則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、平成二十一年度採用における公立学校教員選考検査の第二次検査の検査種別得点、合計得点及び順位の開示期間は、公布の日から一月間とする。